

# 学校再開後の新型コロナウイルスに対する感染防止対策（10月12日）

あわら市金津小学校

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、有効的なワクチンや治療薬は存在しません。国内外の感染状況を見据えると、長期間、この新たな感染症とともに生きていかなければなりません。

そのため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子ども達の健やかな学びを保障していくことが必要です。

本校では、感染症対策のポイントは、①感染源を絶つこと、②感染経路を絶つこと、③抵抗力を高めることであることを踏まえ、文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」と福井県が作成した「新学期における新型コロナウイルス感染症対策について」をもとに、学校運営上の新型コロナウイルス感染症対策を以下の通りまとめました。

今後、県内の感染状況や国・県からの通知等により、その都度対応等を変更します。

## I 学校の衛生管理（感染防止対策）

### 1. 校舎内の消毒・衛生管理

- (1) 換気を徹底する。（朝、児童登校前に窓の開放をする。必要なら扇風機使用）  
教室の窓は、エアコンや暖房器具を使用時であっても計画的に開放し、換気する。
- (2) 普通教室は1日1回の消毒を行う。
- (3) 特別教室や図書室、体育館等は、大勢がよく手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を1日1回消毒する。
- (4) 玄関等の共用場所は児童下校後に1日1回の消毒を行う。

### 2. 手指消毒用消毒剤の準備・配置（丁寧な手洗いを原則とする）

- (1) 登校後の丁寧な手洗いを徹底する。
- (2) 各教室入り口に手指消毒剤を配置する。
- (3) 職員玄関（来校者用）の手指消毒剤を配置する。

### 3. 職員の衛生管理

- (1) 毎朝検温をし、健康観察カードに記録する。（検温結果の把握）  
発熱や風邪の症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が見られ、体調がすぐれない時は自宅で休養する。
- (2) マスクを着用し、手洗いを励行する。
- (3) 声量を調整し、飛沫飛散をできる限り抑える。  
児童に接近した個別指導を行う際には、マスクに加えてフェイスシールドを着用する。

(4) 児童との不必要な接触を避ける。(社会的距離の確保)

## II 児童の学校生活における感染防止対策・衛生管理

**※児童本人が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、それを避ける行動ができるよう感染症対策に関する指導を徹底する。**

### 1. 児童の衛生管理・感染防止対策

(1) 『密』が重ならない生活を基本とする。

(2) 手洗いや咳エチケットを徹底する。

(3) 登下校中も含め学校での生活中はマスクの着用を徹底する。(原則としてマスクを着用するが、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合は外す。ただし、マスクを外しているときは、会話を避け、周りとの距離を十分に保つ。)

※予備マスクの持参(ランドセルに入れておく)

(4) ハンカチ2枚を携行する。

※ハンカチやタオル等の共用は絶対に避ける。

(5) 登校前の『健康観察カード』への記入を徹底する。

※検温を忘れた児童は教室に入る前に検温し、発熱や体調不良が見られた場合は保護者に連絡して帰宅させる。

### 2. 登下校中の感染防止対策

(1) 登校班は常に1列で歩行する。(横に2列以上にならない。)

(2) 信号待ちや横断待ちの時は密集しないように、安全を確保しながら1列のまま待つ。

(3) 下校時も、横2列にならないように、1列歩行をする。

(4) スクールバス利用児童に対して以下の点について指導するとともに、徒歩班同様に班長を中心にして自分たちで感染対策をとれるよう促す。

① 発熱や風邪の症状がある児童は乗車しない。

② 乗車時は全員マスクを着用し、整然と着席する。(できる限り座席を空けて)

③ 窓は法令で認められている範囲で全開とする。(3cm程度)

④ 乗車時に手指消毒をする。(バス会社に設置依頼)

⑤ 保護者から自家用車送迎の申し出があった場合は、意向に沿うこととする。

### 3. 学校生活における感染防止対策

#### (1) 授業における感染防止対策

① 常に換気をする。(対角の窓で。強風時などは、最低限の換気ができるように調節する。最低でも1単位時間に5~10分の換気を行う。)

② 教室での学習は、可能な限り机を離す。

③ ペアやグループでの話し合いを行う場合は、教室のこまめな換気やマスクの着用、長時間の密集状態を避けるなど、十分に配慮する。

④ 3つの「密」を避けるために、学習活動によっては、プレールームを使用して少人数による学習活動を行う。

⑤ 教室移動の際は、間隔をあけて1列で移動する。

⑥ 特別教室での授業は、『3密』の条件が回避できるように工夫できる内容の場合に実施する。困難な場合は、別の指導方法を工夫する。

⑦ 音楽の授業

- ・歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。
- ・鍵盤ハーモニカ、リコーダーなど呼気による楽器の演奏は、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避ける等の適切な対策を講じた上で行う。
- ・共用の教材や楽器の使用については、使用前後で手洗いを徹底する。

⑧ 体育の授業

- ・可能な限り屋外で実施し、集合・整列する場面をできるだけ避ける。
- ・授業前後の手洗いを徹底する。
- ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。
- ・児童間に十分な距離（2 m以上。ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。）を保てる場合にはマスクをしなくてよい。  
ただし、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定しない。運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導する。
- ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放する等、十分な換気を行う。
- ・体づくり運動、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が近接する場面の頻度が多くならないように工夫する。
- ・近距離での会話や活動は極力避ける。
- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は極力避ける。
- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を極力避ける。

⑨ 理科、家庭科など共用の教具類等を用いる授業

- ・特別教室の使用前後の手洗いを徹底する。
- ・理科実験や調理実習など、狭い空間で密集して行う活動については、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避ける等の適切な対策を講じる。  
対策を講じても実施が難しい場合は、別の指導方法を工夫する。

⑩ 図書室について

- ・図書室は学年利用日（時間）を決めて使用し、座席の間隔を空けるとともに利用前後には手洗いを徹底し、習慣化させる。

(2) 休み時間等の感染症対策

※児童が、自分で感染症対策を考えた行動ができるよう日頃から指導する。

- ① トイレの順番を待つときは廊下で待つなどし、トイレでの混雑を避ける。
- ② 遊具等を使う場合は使用前後に必ず手洗いをする。
- ③ 『密』にならない遊びをするように指導する。
- ④ 下足箱付近での密集を避けるため、下校時は学年内、学級内で時間差を設けて教室を出るようにする。

### (3) 給食時の感染防止策・衛生管理（給食センターマニュアルを参照）

- ① 石鹼での手洗いを徹底する。  
※担任以外の教職員も指導にあたる。
- ② 健康状態が良くない児童は給食当番をしない。  
※体調不良で欠席後の児童は、1週間は給食当番をしない。
- ③ 配膳前に配膳台を水拭きする。
- ④ 配膳はセルフサービス方式とする。（自分の給食は自分で運ぶ。）
- ⑤ 全員が前を向いて食事をする。
- ⑥ 「いただきます」のあいさつ後にマスクを取り、「ごちそうさま」のあいさつはマスクをしてからにする。  
※外したマスクは机横のフックにかけておく。
- ⑦ できるだけ食事中の私語はしない。（DVD視聴 等）
- ⑧ 「おかわり」などの対応は教師が行う。
- ⑨ 食べ終わったら手洗いと歯磨きをする。  
（歯みがき剤は使わずに少ない水ですすぐ。その際、勢いよく吐き出さない。）
- ⑩ 給食後に連絡帳を書くことはしない。
- ⑪ 給食後、教職員が配膳台を消毒し、必ずカバーをかけておく。

### (4) 学校行事の実施について

- ① 儀式的行事（入学式 等）
  - ・参加者を限定し、内容を精選して時間短縮に努める。
  - ・座席の間隔を十分に確保し、こまめな換気を行う。
- ② 集会や朝会等
  - ・限られた空間に多くの児童や教職員が集まって実施する教育活動等を避けるため、自粛や児童の分散、放送等の活用を検討する。
- ③ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会等）
  - ・健康診断について、保健室への入退室について小グループごとにするなど、待機時間が長くなるように十分に配慮する。換気を心掛け、事前事後の手洗いと器具等の消毒を徹底する。
  - ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする。体育館を避難場所とする場合には、換気を行い、児童の間隔を十分に確保する。
  - ・運動会は、児童と職員のみによる半日開催とする。
- ④ 修学旅行等の宿泊体験（5年自然教室、6年修学旅行）
  - ・自然教室は日帰りにて計画。修学旅行は県内宿泊で検討していく。また、必要に応じて中止も検討する。

## Ⅲ 児童への感染防止教育と心のケア

### 1. 感染防止教育

#### (1) 感染予防の原則についての指導

- ① 「うつらない。うつさない。」ための行動を、自分で考えられるよう指導する。

- ② マスクの着用の徹底。
- ③ 石鹸による手洗いの指導・励行。
- ④ 咳エチケットの指導・励行。
- ⑤ 『密』の回避の指導。
- ⑥ 抵抗力をつけることの指導。

(2) 学校内での感染防止措置についての指導 ※ IIの項目についての指導の実施

## 2. 心の教育

(1) 以下の内容を子どもたちに指導し考えさせる。

- ① 感染症にかかる可能性はだれにでもあるということについて
- ② 感染症になった当事者の思いに寄り添うことの大切さ
- ③ 事実として起きている「差別」「偏見」の悲しさ
- ④ 支え合う社会の心地よさについて
- ⑤ 予防のための欠席の合理性について
- ⑥ 感染した場合の不安等、心理的ストレスを抱えている児童に対する丁寧な配慮を行う。 ※必要に応じて、スクールカウンセラー等の要請をする

## IV 保護者に協力していただきたいこと（お願い）

### 1. 健康管理・感染の防止のため

- (1) 学校での感染防止策について親子で確認し、家庭でも感染防止に努めてください。
- (2) 健康観察カードへの記入は必ずしてください。(毎日提出)
- (3) ハンカチを2枚持たせてください。
- (4) 予備マスクを持参してください。(ランドセルに入れておいて下さい)
- (5) 発熱や風邪の症状(咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等)が見られるときは、家で休養させてください。

### 2. 欠席・遅刻・早退などについて連絡

- (1) 欠席・遅刻・早退などの連絡は、学校へ直接電話で連絡してください。  
(登校班の子にも欠席することを連絡してください。)
- (2) 学校で体調が悪くなった場合は早退させることがあります。必ず連絡がとれるようにしててください。

### 3. 本校児童が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

- (1) 保健所の指導のもと、学校は必要な期間を臨時休業とし、校内の消毒を行う。また、児童が登校後に感染が確認された場合は、速やかに全児童を帰宅させるために保護者引き渡しを行う。
- (2) 感染児童と濃厚接触の可能性がある児童には、保健所の判断で家庭への聞き取り調査やPCR検査等を行う。学校はそのために必要な情報を提供し、調査に協力する。